

大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて(対照表)

第1期中期目標期間終了時 (H21.6.5)	第2期中期目標期間終了時(案)	(参考)見直しの視点 (H26.9.9)
<p>第1 大学共同利用機関法人の現状</p> <p>1 大学共同利用機関法人の使命</p> <p>大学共同利用機関は、それぞれが当該分野における全大学の共同利用の研究所として、個別の大学では整備や維持が困難な施設・設備や学術資料等を全国の研究者の利用に供し、効果的な共同研究を実施することにより、我が国の学術の発展に極めて重要な役割を果たしてきた。</p> <p>大学共同利用機関の法人化は、16の大学共同利用機関を4つの大学共同利用機関法人として再編し、独立した法人とすることにより、自律的な環境の下で運営を活性化し、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に向けた戦略的な取組を促進することで、我が国全体の学術研究の総合的な発展に資することを目指したものである。従って、各法人における法人化のメリットを活かした取組や機能の充実が一層期待されているところである。</p> <p>2 大学共同利用機関法人のこれまでの取組</p> <p>法人化により、組織編成等の運営面や財政面において自由度が高まったことを受けて、それぞれの法人において各々の特色に応じた目標を立て、機構長のリーダーシップの下で、様々な工夫による事務の効率化や研究活動上の取組を進めている。</p> <p>例えば、業務運営面においては、機構長の裁量</p>	<p>第1 大学共同利用機関法人の現状</p> <p>1 大学共同利用機関法人の使命</p> <p>大学共同利用機関法人は、平成16年度に現在の4機構として発足して以降、第1期及び第2期中期目標期間を通じて、各大学共同利用機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた大学共同利用機関が機構を構成したメリットを生かし、法人としての一体的な運営を進めてきた。その中で、異分野融合・新分野創成を含む我が国の大学における学術研究水準を維持・向上させ、国際頭脳循環のハブ、人材育成のハブとしての機能の向上や大学院教育への協力に向けた取組を推進するなどして我が国における学術研究のナショナルセンターとしての機能を果たし、法人化の趣旨を生かした教育研究活動を進展させることにより、一定の成果を上げてきたところである。引き続き、法人化のメリットを生かし、各法人の強み・特色・社会的役割を踏まえ、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、大学の機能強化に貢献し、日本全体の研究力向上に寄与することで、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現し、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す大学共同利用機関法人となることが期待されている。</p> <p>2 大学共同利用機関法人のこれまでの取組</p> <p>法人化により、組織編成等の運営面や財務面において自由度が高まったことを受けて、機構長がリーダーシップを発揮できるような機動的な管理運営体制の整備や、異分野融合・新分野創成など、各法人の特色に応じた目標を立て、様々な教育研究活動上の改革に取り組んできた。</p>	

による戦略的な予算配分、年俸制や任期制の導入・拡充、外部人材の積極的活用や、企業からの委託研究の拡大などに取り組むとともに、各種の評価結果を事業の改善に活用している。

研究面においては、各機関が全大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するという従前の取組に加え、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が法人を構成したメリットを活かし、従来の学問領域を越えた取組を進めており、これらの取組も一定の成果を上げてきていると考える。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

今回の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、大学共同利用機関の教育研究の特性への配慮や自主的・自律的な運営の確保等の観点に十分留意する必要がある。

このため、文部科学大臣による大学共同利用機関法人に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対し、文部科学大臣が見直し内容を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心となる。

なお、見直し内容を示すにあたっては、大学の自治の理念を踏まえ、個々の法人の具体的な組織や業務に言及するのではなく、全大学共同利用機関法人を対象に、一般的に見直すべき点を示すこととする。したがって、本見直し内容は、個々の法人に全ての項目が一律に該当するものではなく、各法人の状況に応じて該当する内容を検討する必要がある。

2 基本的な方向性

第2期中期目標期間においては、大学共同利用

特に、第2期中期目標期間中に設定した「改革加速期間」(平成25年度から平成27年度まで)において、「国立大学改革プラン」等に基づき、「ミッションの再定義」で明らかにされた各法人の強み・特色・社会的役割を踏まえた機能の強化や、ガバナンス機能の強化、年俸制の導入促進を柱とした人事・給与システム改革などに積極的に取り組んでいる。

一方で、現在の大学や学術研究を取り巻く厳しい環境下においては、機構長のリーダーシップの下、より一層、研究者コミュニティへの貢献、大学の機能強化への貢献、社会への貢献を図っていくべきである。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、大学共同利用機関の教育研究の特性への配慮や自主的・自律的な運営の確保の必要性等の観点に十分留意する必要がある。

このため、文部科学大臣による大学共同利用機関法人に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対して文部科学大臣が見直し内容を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案等において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心となる。

なお、見直し内容を示すにあたっては、大学の自治の理念を踏まえ、個々の法人ごとの具体的な組織・業務に言及するのではなく、全ての大学共同利用機関法人を対象に、見直すべき点を一般的に示すこととする。したがって、本見直しの内容は、個々の法人に全ての項目が一律に該当するものではなく、各法人の状況に応じて該当する内容は異なる。

2 基本的な方向性

第3期中期目標期間においては、大学共同利用

文部科学大臣が第2期中期目標期間終了時に行う組織及び業務全般の見直しに盛り込むことが必要と考えられる内容のうち、各大学共同利用機関法人が行う第3期中期目標・中期計画の素案の検討に資するものとして、以下の視点を挙げることができるのではないかと。

1 見直しの基本的な方向性

大学共同利用機関法人は、平成16年度に現在

機関法人が第1期において果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、法人としての一体的な運営を一層推進することが必要である。

このため、法人化の趣旨を踏まえ、新たな学問領域の創成や大学共同利用機関の存在意義である共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、第2期中期目標期間を迎えるこの機会に、各機関間の連携を取りながら、法人としての一体的な運営を行う体制を強化することが必要である。また、各法人においてしっかりと今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことが必要である。

各法人においては、内外の学問動向を踏まえ、当該学問分野の総合的な発展をリードするとともに、新たな学問領域の創成に資する観点から、法人運営に関する機構長のビジョンを明確にすることが必要である。

各法人においては、以上のような点のほか、大学や大学共同利用機関を取り巻く状況の変化や課題にも留意して、中期目標・中期計画を策定することが必要である。

機関法人がこれまでに果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、法人としての一体的な運営の下、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す大学共同利用機関法人に更に発展するため、大学共同利用機関法人に求められる研究者コミュニティへの貢献、大学の機能強化への貢献、社会への貢献という役割を改めて認識し、機能強化に取り組んでいく必要がある。

このため、各法人においては、「国立大学改革プラン」や科学技術・学術審議会における各種提言等、内外の学問動向や大学改革の動向を踏まえ、大型装置等を用いた先導的な研究システムの創出、大学間連携やネットワーク形成、大学全体を支える研究環境基盤の構築等の機能強化を図り、自らの強み、特色を明示し、法人本部のイニシアティブにより、法人として戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化するとともに、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要である。また、法人として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。

第3期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各法人が一層の質的向上を目指し、高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、より戦略性が高く意欲的な目標・計画を積極的に設定することが求められる。

の4機構として発足して以降、第1期及び第2期中期目標期間を通じて、各機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するとともに、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が機構を構成したメリットを活かし、機構としての一体的な運営を進め、一定の成果を上げてきた。一方で、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として、共同利用・共同研究機能の更なる向上を図るとともに、新たな学問領域の創成に向けて従来の学問分野を越えた取組を一層推進することが今後の課題である。

このため、各機構においては、「国立大学改革プラン」(平成25年11月)や科学技術・学術審議会における各種提言等、内外の学問動向や大学改革の動向を踏まえ、大学共同利用機関としての役割をそれぞれ果たすため、業務の見直しを通じ、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に資する観点から機能強化を図り、自らの強み、特色を明示し、機構本部のイニシアティブにより、機構として戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化するとともに、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要である。

機構として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。

第2期中期目標・中期計画の策定の際には、各機構の機能を明確化し、その目指すべき方向性が明らかになるよう、また、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、数値目標等を盛り込んだ具体的なものとするよう求めていたが、実際には、抽象的、定性的な記述が少なくない状況であった。このため、第3期中期目標・中期計画の策定に当たっては、各機構が一層の質的向上を目指し、高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、より戦略性が高く意欲的な目標・計画を積極的に設定することが求められる。

第3 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し

各法人は、各々の状況を踏まえつつ、この見直し内容に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案や年度計画に具体的に盛り込むことなどが求められる。

1 組織の見直し

(1) 新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上のための組織の見直し

各法人においては、新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、法人化のメリットを活かして、機構長のリーダーシップの下で、今後の法人の組織等の在り方を検討することとする。その際、各機関については、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえ、共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、検討を行うこととする。

2 教育研究、運営等の業務全般の見直し

(1) 教育研究等の質の向上

研究環境の向上

第3 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し

各法人は、各々の状況を踏まえつつ、この見直し内容等に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案や年度計画に具体的に盛り込むことなどが求められる。

1 組織の見直し

(1) 「ミッションの再定義」等を踏まえた組織の見直し

各法人においては、国立大学改革の動向を踏まえつつ、「ミッションの再定義」等で明らかにされた各法人の強み・特色・社会的役割を踏まえ、組織的流動性の確保、財政基盤の多様化、共同利用・共同研究で得られた成果の可視化と成果の発信など大学共同利用機関法人の機能強化を加速すべく、速やかな組織改革に努めることとする。その際、我が国を代表する学術研究のナショナルセンターとして当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、法人の枠組みにとられない体制整備や、組織の再編等を行うことで新たな研究組織を整備するなど、法人の組織等の在り方を検討するとともに、各大学共同利用機関についても、今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことに努めることとする。なお、自己改革を行うに当たっては、その基盤となる組織（マネジメント、広報、知的財産管理、IR機能等）については、4機構共同で設置するなどその機能の充実・強化に努めることとする。

また、これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立するとともに、審議会における各種提言等を踏まえ、柔軟かつ機動的な組織改革を実施するよう努めることとする。

2 教育研究、運営等の業務全般の見直し

(1) 教育研究等の質の向上

研究環境の向上

2 組織の見直しに関する視点

各機構においては、国立大学改革の動向を踏まえつつ、「ミッションの再定義」に基づいた速やかな組織改革が必要ではないか。その際、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、機構の枠組みにとられない体制整備や、組織の再編等を行うことで新たな研究組織を整備するなど、機構の組織等の在り方を検討することが必要ではないか。また、同様に、各大学共同利用機関についても、今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことが必要ではないか。

これらの見直しに当たっては、その組織の必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立し、柔軟かつ機動的な組織改革を実施すべきではないか。

3 業務全般の見直しに関する視点

(1) 教育研究等の質の向上

共同利用・共同研究機能を一層高める観点から、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果や、国公立大学や研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実に努めることとする。

共同利用・共同研究機能を一層高め、法人の枠組みを越えた異分野融合・新分野創成を促す観点から、IR機能の強化により、「ミッションの再定義」等や大学等の学術研究の動向及び国公立大学等研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実に努めることとする。特に、共同利用・共同研究で得られた成果を可視化し、適切に評価・分析することで、今後の共同利用・共同研究体制の改善につなげるよう努めることとする。

なお、研究の内容に関しては、新たな知の開拓に挑戦する「挑戦性」、細分化された知を俯瞰し総合的な観点から捉える「総合性」、異分野の研究者等との連携・協働によって新たな学問領域を生み出す「融合性」、国境を越えた議論と検証により研究を相対化し、発展させる「国際性」といった学術研究の現代的要請を踏まえながら、研究者の独創性を最大限発揮できる環境の整備に努めることとする。

具体的には、各法人のビジョンに基づき、法人内外の資源（人材、組織、予算、施設利用等の見直し）再配分や共有を通じて、例えば、若手研究者の挑戦的な研究の推進、国際共同研究や海外ネットワーク形成の促進、国際競争力のある先端分野や法人内外の組織を越えた学際的・分野融合的研究の推進、リサーチ・アドミニストレーターなどの研究支援体制や事務局体制の強化等に努めることとする。

多様な研究者の採用の推進

多様な分野の研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるよう努めることとする。また、これまで以上に活力のある創造的な研究環境を整備する観点から、各法人の実情を踏まえ、研究者の年齢構成や他機関での経験を考慮した採用、女性や外国人研究者等の比率を考慮した採用、若手研究者の自立的研究環境の整備、女性研究者等の能力の活用等を一層推進するよう努めることとする。

当該分野における中核拠点としての機能の充実・強化

新たな学問領域の創成に資するとともに、共同利用・共同研究を一層充実させる観点から、人事

多様な研究者の採用の推進

多様な研究者の参加による共同利用・共同研究の促進及び大学の機能強化に貢献する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、若手研究者の自立的研究環境の整備を推進すること、また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることとする。

当該分野における中核拠点としての機能の充実・強化

IR機能の強化により、当該分野の置かれている状況を的確に把握・分析し、今後の目指すべき方

共同利用・共同研究機能を一層高め、異分野融合・新分野創成を促す観点から、「ミッションの再定義」や大学等の学術研究の動向及び国公立大学等研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実に努めることが必要ではないか。

多様な研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、若手研究者の自立的研究環境の整備を推進すること、また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることが必要ではないか。

新たな学問領域の創成に資するとともに、上記の多様な研究者の参加を促進させる観点から、人

面・予算面における機構長の裁量を拡大するよう努めることとする。

また、各法人が我が国全体の共同利用・共同研究をリードし、新たな学問領域の創成に資する観点から、共同利用・共同研究拠点を含め、国公立大学や内外の研究機関との連携の一層の推進に努めることとする。

さらに、各法人が研究者コミュニティの中核としての役割を果たし、新たな学問領域の創成に資する観点から、教育研究評議会をより幅広い関係者から構成するなど、運営体制の改善を図るよう努めることとする。

大学における研究の支援機能の充実・強化

大学における独創的・先端的研究を支援する観点から、異分野の研究者による研究交流の場の提供や、サバティカル制度等の活用により大学の研究者の共同利用・共同研究への参画を促進するような仕組み等を検討することとする。

人材育成機能の充実・強化

優れた研究環境を有効に活用して人材育成を進める観点から、大学との連携による教育活動の一層の充実に努めることとする。

向性など根拠に基づく戦略の策定を行い、大学共同利用機関はもとより法人全体のトップマネジメントの強化に努めることとする。その際、新たな学問領域の創成に資するとともに、組織的流動性の確保や上記の多様な研究者の参加を促進させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を一層拡大するよう努めることとする。なお、最適な人員の配置や組織体制の整備に当たっては、時限を設けた組織・体制の見直しなどを検討するよう努めることとする。

また、学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネート機能を担うなど、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現する観点から、広範かつ積極的な役割を果たしていくよう努めることとする。

大学における研究の支援機能の充実・強化

大学の機能強化や人材流動の促進に貢献し、各大学の強みや専門性を生かした研究を支援する観点から、研究者個人による連携だけではなく大学等との協定等に基づき、大学共同利用機関が中核となって共同利用・共同研究拠点を含む大学等と組織的な双方向連携による取組をより活性化することを、大学共同利用機関の中核的な機能として位置づけるよう努めることとする。

人材育成機能の充実・強化

大学共同利用機関が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する総合研究大学院大学及び各大学等との組織的な双方向連携による教育活動を一層進めるよう努めることとする。なお、総合研究大学院大学については、教育の企画・運営の面で連携体制を更に強化するとともに、育成する人材モデルを明示するなど更なる連携を確保する方策の検討を行うよう努めることとする。

事面・予算面における機構長の裁量を一層拡大することが必要ではないか。

学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネート機能を担うなど、広範かつ積極的な役割を果たしていくことが必要ではないか。

各大学の強みや専門性を生かした研究を支援する観点から、研究者個人による連携だけではなく大学等との協定等に基づき、大学共同利用機関が中核となって共同利用・共同研究拠点を含む大学等と組織的な双方向連携による共同研究に取り組むことを、大学共同利用機関の中核的な機能として位置づけることが必要ではないか。

大学共同利用機関が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する総合研究大学院大学及び各大学等との組織的な双方向連携による教育活動を一層進めることが必要ではないか。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、
その他業務運営

法人のガバナンスの充実

法人としての一体的な運営を推進する観点から、人事面も含め、法人本部の事務局機能の抜本的強化に努めることとする。

また、法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、外部有識者の意見の一層の活用を図るとともに、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図るよう努めることとする。

グローバル化の推進

急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国際的頭脳循環ハブとして国内外の優秀な研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出のため、国境を越えた共同研究等を行うなど更なる国際的な研究環境の醸成に努めることとする。

イノベーションの創出

昨今のオープンイノベーションの流れの中で、法人が保有する人文社会科学を含む様々な分野における最先端の研究成果や活用可能なコンテンツについて、産業界等と連携を図るなど、それらを応用することにより、イノベーションの創出に向けた取組の強化に努めることとする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、
その他業務運営

法人のガバナンスの充実

機構長のリーダーシップの下で法人の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改正を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、ビジョンに基づく法人内資源の再配分（人的・物的・予算・施設利用等の見直し）、機構長を補佐する体制の強化に努めることとする。

また、研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図るなど、様々な法人外の者の意見を法人運営に適切に反映するよう努めることとする。その際、経営協議会については関連する研究者コミュニティ以外の有識者を一定程度含めるなど構成の見直しに更に努めることとする。

急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国内外の優秀な研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出のため、国境を越えた共同研究等を行うことが必要ではないか。

人文社会科学を含む様々な分野における最先端の研究成果や活用可能なコンテンツについて、産業界等と連携を図るなど、それらを応用することにより、イノベーションの創出に向けた取組が必要ではないか。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、
その他業務運営

機構長のリーダーシップの下で機構の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改正を踏まえつつ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、機構長を補佐する体制の強化を図ることが必要ではないか。

研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視点での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図るなど、様々な機構外の者の意見を法人運営に適切に反映していくことが必要ではないか。

財務内容の改善

各法人は、外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等にさらに努めることとする。

効果的・効率的な法人運営の推進

効率的な法人運営を行うため、例えば、アウトソーシングの推進を図るよう努め、併せて、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分
に努めることとする。さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等の施設マネジメントの一層の推進に努めることとする。

また、総人件費改革の取組を平成23年度まで着実に継続するとともに、例えば、人員配置の見直しや人事評価結果の活用などにより、組織の活性化及び効果的・効率的な業務運営に努めることとする。

さらに、随意契約について、各法人の見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特

さらに、監事が財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や法人内部の意思決定システムをはじめとした法人のガバナンス体制等についても監査するなど、監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化に努めることとする。

人事・給与システム改革の推進

優秀な若手・外国人の増員、若手研究者の安定的なキャリアパスの構築、研究者の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年俸制・混合給与の積極的な導入及び適切な業績評価体制を構築するよう努めることとする。

財務内容の改善

経営基盤強化の観点から、外部資金の一層の獲得や財源の多様化等による自己収入の増加を図るとともに、財務データを最大限に活用し、事実関係に裏打ちされた財務分析に基づく資源配分の重点化、経費の使途の透明化、一般管理費比率の抑制等を実施し、財務内容の改善を図るよう更に努めることとする。特に、学術研究の大型プロジェクトについては、多額の後年度負担が生じることから、後年度も含んだプロジェクト全体の計画について、効率的な運用に向けた取組を積極的に進めるなど法人として更にマネジメントを図る仕組みを構築するよう努めることとする。

効果的・効率的な法人運営の推進

効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇を行うとともに、管理職等の指導的地位への女性登用の推進や、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者の活用による多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立に努めることとする。

また、効率的な法人運営を行うため、他の大学共同利用機関法人や大学との事務の共同実施等の推進や、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の大学共同利用機関法人や大学と連携した取組に努めることとする。

さらに、グローバル化の推進やイノベーションの創出など教育研究の質の向上や、長寿命化など

監事が、財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、機構長選考方法や機構内部の意思決定システムをはじめとした機構のガバナンス体制等についても監査するなど、監事の常勤化による監事機能の強化を図るとともに、その実情に応じたサポート体制の強化を図ることが必要ではないか。

優秀な若手・外国人の増員や研究者の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年俸制・混合給与の積極的な導入及び適切な業績評価体制を構築することが必要ではないか。

外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、一般管理費比率の抑制等、財務に関する各機構の更なる努力が必要ではないか。

効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇を行うとともに、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者等、多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立を図っていくことが必要ではないか。

効率的な法人運営を行うため、他の機構や大学との事務の共同実施等の推進、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の機構や大学と連携した取組が必要ではないか。

グローバル化の推進やイノベーションの創出など教育研究の質の向上や、長寿命化など老朽化対

に企画競争等を行う場合には競争性、透明性を確保するなど、随意契約の適正化の推進に努めることとする。併せて、契約手続きの適正性について監事等へのチェックを要請するよう努めることとする。

国民に対する情報提供の改善

大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていることを十分認識し、国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、研究の成果及び社会や大学への貢献の状況等について、利用者の立場に立った国民に分かりやすい内容・形で情報提供するよう努めることとする。

法令遵守体制の充実

経営協議会は審議すべき事項が法定されていることから、法定されている事項を報告事項として扱うことのないようにする等、法令遵守（コンプライアンス）体制を確保するよう努めることとする。

その他

業務の一層の効率化を図る観点から、他の国立大学法人や大学共同利用機関法人における取組事例も参考にしつつ業務見直しを進めるよう努めることとする。

老朽化対策の観点から、施設については、キャンパスマスタープランの充実や、既存施設の有効活用、計画的な維持管理、これらに必要な財源確保を含めた戦略的な施設マネジメントの実施及び保有資産の不断の見直しに努めることとする。

国民に対する情報提供の改善

大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会や大学に還元されるべきものであることを十分認識し、各法人の実情や果たしている機能等を国民に分かりやすい形で示すように積極的に情報発信に努めることとする。

法令遵守体制の充実と研究の健全化

放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に努めることとする。

また、大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、内部規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化に努めることとする。

さらに、研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の整備に努めることとする。

その他

業務の一層の効率化を図る観点から、他の国立大学法人や大学共同利用機関法人における取組事例も参考にしつつ業務見直しを進めるよう更に努めることとする。

策の観点から、施設については、キャンパスマスタープランの充実や既存施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行うことが必要ではないか。

保有資産の不断の見直しに努めることが必要ではないか。

大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会や大学に還元されるべきものであることを十分認識し、各機関の実情や果たしている機能等を国民に分かりやすい形で示すように積極的に情報発信することが必要ではないか。

放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた取組が必要ではないか。

大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、内部規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化が必要ではないか。

研究における不正行為、研究費の不正使用は、研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害する極めて重大な問題であることから、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制を整備することが必要ではないか。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の算定ルールの見直し等

国立大学法人運営費交付金の個別の算定については、各法人の努力と成果を評価し資源配分に適切に反映させることを通じ競争的環境を醸成し切磋琢磨を促すこと、各法人の改革を支援すること、各法人の特性・状況に配慮しつつ経営の効率化を促すことを基本として、以下のような見直しを行う。

- (1) 全法人について一律に設定されている「効率化係数」について、各法人の規模(事業費)や人件費率等に応じて設定すること。
- (2) 各法人の個別の教育研究プロジェクトに対する支援に当たって、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を促進する観点から、現行の特別教育研究経費の区分や内容を見直すこと。
- (3) 国立大学法人運営費交付金の一部の算定の際、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構の行った平成16～19年度の業務実績に係る評価の結果を反映させ、これに基づく配分を行うこと。

また、各法人の個性に応じた意欲的な取組を支援する経費の配分対象となった取組の実施状況を検証する。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直し等

第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方としては、大学共同利用機関法人の特性に応じて、大学全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化するという観点に立ち、各法人の規模、分野、ミッションや財務構造等を踏まえたきめ細かな配分方法を実現するとともに、平成27年度に施行された国立大学法人法の一部改正法等を踏まえ、機構長がリーダーシップを発揮し、法人内のマネジメント機能を予算面で強化することが必要であることから、以下のような見直しを行う。

(1) 第3期における各大学共同利用機関法人の強み・特色の発揮を更に進めていくため、機能強化に積極的に取り組む法人に対し運営費交付金を重点配分する仕組みを導入すること。その際、大学共同利用機関法人の特性に応じて、学術研究全般の研究機能を更に強化するため、次の三つの重点支援の枠組みを設けること。

主として、大型装置等を用いて世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究などにより先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組を重点的に支援

主として、特定分野における大学共同利用機関を中核とする大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創生に資する取組など、大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組を重点的に支援

主として、大学全体の学術研究の基盤構築や運営等を効果的・効率的に推進する取組など、強み・特色ある分野の教育研究を基礎として大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組を重点的に支援

なお、機能強化の方向性に応じた重点支援を行うため、現在の大学改革促進係数を見直し、各大学共同利用機関法人の財務構造等を考慮しつつ、一定の財源を確保する仕組みを設けること。

(2) 機能強化の方向性に応じた重点配分を行う取組については、原則として測定可能な評価指標を各法人が独自に設定するなど、取組の成果

が事後に検証可能な仕組みを構築すること。

(3) 重点支援による取組は、支援終了後については各大学共同利用機関法人の既存の財源による継続を原則としつつも、重点支援を行った優れた取組については、その経費を運営費交付金の配分に一定の加算をするなど、その取組が継続して行えるような仕組みを導入すること。

(4) 機構長がリーダーシップを発揮し、法人内のマネジメント機能を強化する観点から、組織の自己変革や新陳代謝を進めるための教育研究組織や法人内資源配分等の見直しを促進する仕組みを導入すること。

(5) 国立大学法人運営費交付金の一部の算定の際、第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価の結果を反映させ、これに基づく配分を行うこと。

2 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

法人の自主性を考慮しつつも、第3における検討結果が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に具体的に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、財政上の理由など真にやむをえない場合には、中期目標・中期計画の素案の修正を行うなどの所要の措置を講じる。

2 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

各法人の自主性、強み、特色及び社会的役割を考慮しつつ、第3に示す見直し内容の検討結果が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に具体的に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、財政上の理由など真にやむを得ない場合には、中期目標・中期計画の素案の修正を行うなどの所要の措置を講じる。